

令和元年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和2年1月28日（火）

午後1時30分から2時30分

場所 役場合同委員会室

出席者

運営協議会委員 久米賢治、山崎正夫、新美善民、前田吉昭、石川求
酒井啓、鈴木元春、長坂典子、溝口邦英、神谷喜美子

事務局 町長、健康福祉部長、保険医療課長、課長補佐兼保険年金係長、保険医療課主事、税務課長、税務課住民税係長

欠席者 小林久枝、小林峰生

事務局

みなさま、こんにちは。定刻となりましたので、令和元年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

本日は、小林久枝委員、小林峰生委員の2名が欠席で、本日の出席委員数は10名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

また、東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱により、本会議も公開となります。

本日の傍聴者はありません。

なお、会議録につきましては、氏名を伏せてホームページにて公開します。そのため録音させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

委員の皆様には、本日ご持参の送付資料に差し替えがあり、大変ご迷惑をおかけしました。また、本日の資料にも一部訂正と追加がございます。机の上に配付いたしましたので、差し替えと追加をお願いします。この場を借りてお詫びいたします。

まず、会議の開催に当たり配付資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送いたしました資料として、「次第」、右肩に「資料1-1」と記載されたA4片面印刷の物が1枚、「資料1-2」、「1-3」、「1-4」と記載されたA3片面印刷の物が各1枚、「資料2」と記載されたA4両面印刷の物が1枚と片面印刷の物が1枚、それに本日追加配付した「国民健康保険税の税率改正の経緯」と題したA4片面印刷の物が1枚でございます。

それと、本日の諮問書（案）の写し、A4片面印刷の物が各1枚でございます。

足りない物はございませんか。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、神谷町長から、ご挨拶を申し上げます。

町長

～挨拶～

事務局

それでは、東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、会長が議長となることから、以降の会議の取り回しを、久米会長にお願いします。久米会長、よろしくお願いします。

会長

～挨拶～

会長

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。次第2の「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名いたします。新美善民委員、石川求委員にお願いします。

会長

それでは、議題にはいります。次第3、諮問事項です。諮問事項は2件あります。1件目は「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」です。

町長

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1、東浦町国民健康保険税条例の規定に基づく税率の改正について。医療分所得割は改正前5.10%、改正案5.43%。医療分均等割は改正前26,700円、改正案27,600円。医療分平等割は改正前27,900円、改正案26,600円。後期高齢者支援分所得割は改正前2.10%、改正案2.10%。後期高齢者支援分均等割は改正前3,900円、改正案5,800円。後期高齢者支援分平等割は改正前9,300円、改正案8,800円。介護分所得割は改正前1.25%、改正案1.37%。介護分均等割は改正前7,900円、改正案8,600円。介護分平等割は改正前6,000円、改正案6,000円。

2、施行日（1）令和2年4月1日から施行する。（2）改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、諮問いたします。よろしくお願いいたします。

～諮問書を会長へ渡す～

会長

続きまして、2件目「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」です。

町長

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1、東浦町国民健康保険税条例の規定に基づく賦課限度額の改正について。医療分改正案61万円、現行58万円。後期高齢者支援分改正案19万円、現行19万円。介護分改正案16万円、現行16万円。合計改正案96万円、現行93万円。

2、施行日（1）令和2年4月1日から施行する。（2）改正後の東浦町国民健康

保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、諮問いたします。よろしくお願いいたします。

～諮問書を会長へ渡す～

～町長退席～

会長

それでは、ただいま諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」を議題といたします。

今回の資料について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、税率改正の内容に入ります前に、国民健康保険の財政運営など、税率を改正する経緯について簡単に説明させていただきます。

本日、皆様のお席に用意しました「国民健康保険税の税率改正の経緯」と記載された資料をご覧ください。

まず、国民健康保険制度の広域化についてです。国民健康保険は、平成30年4月から広域化され、愛知県が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。

広域化により、市町村が支払っていた医療費は県から全額補填され、その代わりに、市町村は県に国保事業費納付金を支払うことになりました。医療費が県から全額補填されることによって、市町村は医療費の急激な増加が発生しても、財源が確保されているため、安定的な財政運営が可能となりました。

次に国民健康保険税の税率改正の背景です。東浦町が県に支払う国保事業費納付金の財源は、県の方針では、被保険者からの保険税で賄うことが望ましいとされています。しかし、現状は、保険税だけでは賄えず、一般会計からの繰入金と繰越金で補填しています。愛知県は、将来的に、県内市町村の保険税率の統一を目指しています。しかし、各市町村の国保運営の現状は市町村間で国保税の課税方式や税率が異なっていたり、国保事業費納付金等の財源が、保険税だけでは賄えず、一般会計からの繰入金等で補填している市町村もあったり、市町村によってバラつきがあります。

この状況を踏まえ、広域化のタイミングでの保険税水準の統一は見送り、段階的に課税方式や税率を改正し、一般会計から繰入金をなくしていく方針を市町村に示しました。

市町村の歳出は、全額交付される保険給付費を除きますと、大半が国保事業費納付金となっています。

国保事業費納付金は、愛知県が、医療費、被保険者数及び所得水準を推計して算出しており、市町村への保険給付費分の交付金の財源となります。

下の表に東浦町の国保事業費納付金の推移を示しました。

被保険者数の減少に伴い総額が減少していますが、医療費の引き上げなどより、一人当たりの額は増加しています。

一方、市町村の歳入では、保険給付費分として愛知県から交付される交付金を除きますと、大半が保険税となります。

このことを踏まえまして、保険税で徴収すべき額を説明させていただきます。資料 1-1 をご覧ください。

保険給付費などの全額交付されるものを除いて、それらを下段の歳出の表に表記しました。

詳細を 2 月 12 日の運営協議会で説明する令和 2 年度の予算案、納付金本算定結果を基に計算しますと、納付金が約 94% を占めていますが、その他に出産育児一時金、葬祭費、保健事業費、諸支出金があり、歳出額として 13 億 5,944 万 9,000 円となっています。

一方、歳入としては、保険給付費分として県から交付される交付金を除くと、大半を占める現年分の保険税のほかに、上段の歳入の表のとおり、滞納繰越分の保険税、遡及加入などによる過年度賦課分の保険税、努力支援などの特別交付金、保険基盤安定などの法定繰入金、延滞金などの諸収入があり、これらを合計しますと、3 億 7,937 万 2,421 円となります。

この歳出と歳入の差額 9 億 8,007 万 6,579 円が、現年分の保険税として徴収すべき「必要額」となります。

なお、平成 29 年度に作成した計画では、国保特別会計の繰越金をすべて補填に充て、令和 6 年度までに使い切る計画でしたが、医療費の急激な上昇に対応するための予備費の財源がなくなるため、令和 6 年度に繰越金を 2,000 万円残すよう計画を変更いたしました。

保険税の税率の内容につきましては、税務課長から説明いたします。

事務局

東浦町としましては愛知県の方針に従い、令和 6 年度までに一般会計からの法定外繰入金をなくすことを目標とし、4 段階的に分けて 2 年ごとに国民健康保険税率を引き上げる計画を平成 29 年度に作成いたしました。今回は計画の第 2 段階目ということになります。

資料 1-2 をご覧ください。必要額と財源の見込みの関係を表したものです。上のグラフが今回の案で、下のグラフが前回の平成 29 年度の計画です。被保険者数減少に伴い必要額が減少してきたことにより、平成 29 年度時点の計画では必要額が 10 億 9,913 万 9,419 円でしたが今回は 9 億 8,007 万 6,579 円となっています。また、上部の小さな表には被保険者数と一人当たりの医療費の推移を載せています。一人当たりの医療費は年々増えていますが被保険者数は減少しています。

資料の下部をご覧ください。税率設定の考え方は 2 つあります。1 つ目は必要額を令和 6 年度から被保険者が全額負担するように段階的に税率を設定します。2 つ目は令和 6 年度に応能割と応益割の比率が 1.2 対 1 になるように設定しています。

資料の 1-3 をご覧ください。上部左に現行の税率 3 方式を記載しています。現在の東浦町の税率です。右へ行きますと医療分と、後期分、介護分を記載しており、医療分は医療機関へかかる際の健康保険の費用で、全員が負担しているものです。後期分は後期高齢者医療制度の 75 歳以上の人に対して、等しく全員が支援金として負担するもので、国民健康保険に加入している方全てにかかってきます。介護分は 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者の方の介護保険料の分になります。

その下の表は、令和 2 年度から令和 3 年度、令和 4 年度から令和 5 年度、令和 6 年度以降の賦課税率を段階的に示したものです。条件によって令和 6 年度以降の税率はおのずと決まってきます。具体的に申し上げますと、例えば所得割の医療分の現行

の税率は5.10%ですが令和6年度では6.10%となっています。5.10%から6.10%の間を3分割して分割点の税率に当てはめると、令和2年度から令和3年度の医療分は5.43%、令和4年度から令和5年度の医療分は5.77%と同じ幅で推移しています。これは後期分、介護分、所得割、均等割、平等割すべて同じ考え方です。

その下の表はそれぞれの税率を適用した場合、1年間でどれくらいの影響があるか、負担が増えるかを示したものです。抽出条件は課税所得が200万円、400万円、7割軽減を受けている世帯、5割軽減を受けている世帯、2割軽減を受けている世帯という5つの条件で、それぞれ1人世帯、4人世帯の合計10パターンを抽出して影響額を見えています。例えば一番上の課税所得200万円の1人世帯の部分の税率改正前と改正後の差額の部分を見ていただくと、差額は10,700円と均等になっているのが分かります。

続いて資料1-4をご覧ください。平成29年度の税率改正時の計画です。今回の税率改正案と比較していただきたいのですが、例えば課税所得200万円の令和2年度から令和3年度の1人世帯の税率改正前と改正後の差額の部分をご覧くださいとわかるように、前回の計画では21,600円の増でしたが、今回の案では10,700円となり、負担が軽減されていることが分かります。

続いて資料1-2に戻っていただき、税収以外からの財源の考え方についてご覧ください。税収ですべて賄うのは令和6年度以降になるので、それまでの間は不足分が発生します。それにつきまして、1、繰越金1億6,000万円のうち、令和2年度及び令和3年度は7,000万円をそれぞれ2年間投入し、残高の2,000万円については、医療費等の不足があった場合の担保とします。2、繰越金と税収で不足する分については、繰入金で4年度の間補填します。3、令和6年度からは全額を保険税で賄うこととする予定ではありますが、今後納付金さが下がる傾向であれば改正は見直します。4、不足額が想定より増えた場合は繰入金で対応します。

以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

被保険者数の減少について、資料1-2の表では平成28年、29年、30年と約500人ずつ減少しているようですが、令和元年以降はどれくらいのペースで減少すると思われますか。

事務局

資料の被保険者数については事実を示しています。今後については景気が悪くなれば被保険者数が増加すると思われるため、現時点では分かりません。

委員

わかりました。減少している原因は为什么呢。

事務局

雇用環境の改善によるものと認識しております。

委員

なるほど。協会けんぽなどの社会保険に加入する人が増えているということですね。

事務局

そうです。

事務局

パートの方が社会保険に加入する条件が改正されたことにより社会保険に加入される方が増えたということと、75 歳になると後期高齢者医療制度へ移行すること、この2点が減少している原因だと分析しています。

委員

わかりました。

会長

その他に、ご意見等はないでしょうか。

(発言なし)

会長

続きまして、「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

「国民健康保険税の「賦課限度額」の改正につきまして、説明させていただきます。資料2をご覧ください。「1 賦課限度額について」、「(1) 賦課限度額とは」でございますが、国民健康保険税は、表のとおり、三つの区分、医療分といわれる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額によって算定した税額の合算額になっています。

区分ごとに賦課限度額が定められており、算定した税額が賦課限度額を超える場合は、この賦課限度額を上限の税額とすることとなっています。

現在、平成31年度における東浦町の賦課限度額は、表のとおり、医療分が58万円、後期分が19万円、介護分が16万円の合計93万円で、国の定める法定限度額より、3万円低い額となっております。

続きまして「(2) 根拠法令」について、でございます。地方税法施行令において、国の法定限度額が定められており、これに基づいて、各市町村が条例により賦課限度額を定めることになっています。

「(3) 賦課限度額改正の推移」について、でございます。表のとおり、本町では、国の法定限度額の改正に対して、その後1年置いて改正を行っています。

続きまして、2ページの「2 賦課限度額の改正案について」でございます。

医療費の増大に対応し、税収を確保するとともに、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、表のとおり、国は平成31年度に法定限度額を改正しました。東浦町としまして、同様に、賦課限度額を法定限度額と同額とする改

正を行うものでございます。

「3改正による影響について」でございます。

「(1) 国保税の増加見込み」につきましては、表のとおり医療分の約 304 万円が増加するものと想定しております。増加率としましては、医療分、0.3%と想定しております。

「(2) 該当する世帯数」につきましては、試算時における全体 5,870 世帯のうち、医療分の 1.6%にあたる 95 世帯について年額 3 万円、課税額が増加するものと想定されます。

3 ページの「(3) 該当世帯の例」について、でございますが、4 人世帯を例に、限度額に到達する所得を試算した表でございます。

介護分に該当する 40 歳以上 65 歳未満の夫婦 2 人と、その子ども 2 人の家族で、所得のある方が 1 名では、医療分は、現在所得が約 907 万円以上の世帯が対象となっておりますが、改正後は、所得が約 1,123 万円以上の世帯が対象となります。

「4 知多地区 5 市 5 町の状況」について、でございます。

表のとおり知多地区 5 市 5 町の 1 月 1 日現在の状況でございますが、常滑市と大府市につきましては、法定どおり平成 31 年度から 96 万円に改正しております。知多市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町は、本町と同様に令和 2 年度から限度額の改正を行う予定でございます。

以上のとおり、今回の課税限度額の改正につきましては、国の法定限度額の改正に伴って行うものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言なし)

会長

その他に、ご意見等はないでしょうか。

ご意見が無いようでしたら、賛同ということでよろしいでしょうか。

それでは、以上 2 件につきまして、原案のとおり承認したいと思います。拍手をお願いします。

～全員、拍手～

会長

それでは、私から町長に答申したいと思います。

ここで、町長に対して答申を行うための、書類等の準備がございますので、しばらく休憩いたします。

～休憩～

～町長着席～

～再開～

会長

それでは答申します。

1 件目の、令和 2 年 1 月 28 日付け 31 東保第 5474-1 号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」審議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡す～

会長

続きまして、2 件目の令和 2 年 1 月 28 日付け 31 東保第 5474-2 号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」審議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡す～

会長

無事に答申することができました。ありがとうございました。続きまして、ここで町長より挨拶をお願いします。

町長

慎重に審議していただき、また答申をいただき、どうもありがとうございました。本日いただきました答申に沿って我々も執行を進めて参りたいと思います。どうもありがとうございました。

会長

続きまして、次第 4 「その他」について事務局から説明をお願いします。

事務局

その他については特にございません。

会長

これで本日の議題については審議が終わりました。事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局

事務連絡といたしまして、次回第 3 回目の運営協議会を来月の 2 月 1 2 日（水）に開催を予定しておりますのでご出席のほどよろしくをお願いします。

議題につきましては、「令和 2 年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を予定しております。

ご案内通知は、来月上旬にお送りする予定でございます。

事務局からは、以上でございます。

会長

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

委員のみなさまには、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

2時30分閉会